

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 10 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (11) 災害応急作業等従事手当
- (12) 鳥獣等対応業務従事手当

第 11 条第 2 項中「20 万円」を「1 日につき 4 万円」に改める。

第 12 条の次に次の 2 条を加える。

（災害応急作業等従事手当）

第 13 条 災害応急作業等従事手当は、職員が次の各号のいずれかに該当したときに支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川、道路その他の公共土木施設（以下「対象現場」という。）において行う巡回監視に従事したとき。
 - (2) 対象現場における重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。
 - (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助に従事したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業にあつては、1,080 円）とする。
- (1) 前項第 1 号の作業 710 円
 - (2) 前項第 2 号の作業 1,080 円
 - (3) 前項第 3 号の作業 840 円
 - (4) 前項第 4 号の作業 1,080 円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業における第 1 項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる作業のいずれにも該当するときは、第 2 号に定める額）とする。
- (1) 日没時から日出時までの間において行われた作業 前項に定める額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額

- (2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた作業 前項に定める額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額
(鳥獣等対応業務従事手当)

第 14 条 鳥獣等対応業務従事手当は、職員が規則で定める業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 日につき 500 円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例第 2 条第 11 号及び第 13 条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。